

## 市第84号議案

## スポーツ施設の指定管理者の指定

次のようにスポーツ施設の指定管理者を指定する。

平成29年12月 5 日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜文化体育館 (横浜文化体育館再整備事業により再整備する施設に限る。)	中区尾上町5丁目78番地	株式会社YOKOHAMA文体 代表取締役社長 太田 祐次	横浜文化体育館再整備事業により再整備する横浜文化体育館の供用開始の日から平成51年3月31日まで

## 提 案 理 由

横浜文化体育館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第24条の2第6項の規定により提案する。

**参 考**

**地方自治法（抜粋）**

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）